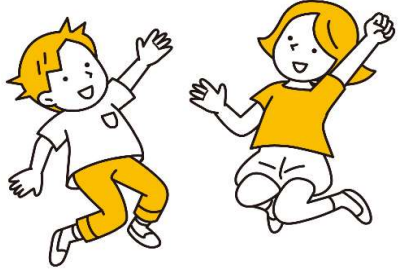


支給決定プロセスの各段階で提出する 「障害児支援利用計画」の様式(障害児)



作成日 令和4年7月21日
国分寺市障害者基幹相談支援センター

	様式1-1	様式1-2	別紙1	別紙2	様式2-1	様式2-2	様式3-1	様式3-2	別紙3	別紙4
申請書	障害児支援利用計画案	障害児支援利用計画案 週間計画表	申請者の現状(基本情報)	申請者の現状(基本情報) 現在の生活	障害児支援利用計画	障害児支援利用計画 週間計画表	(継続障害児サービス利用支援) モニタリング報告書	継続障害児サービス利用支援計画 週間計画表	同意書	障害福祉サービス モニタリング実施確認票

手順	更新	1.支給決定前	a.障害児支援利用援助	申請書の提出(保護者) *1													
				●	●	●	●	●						★			
新規・更新	新規・更新	2.支給決定後	本計画						●	●							
		3.支給決定期間	b.継続障害児支援利用援助	モニタリング(変更なし)									●				□
	モニタリング (曜日・時間帯・事業者のみの変更)						○	○					●	●			□
	手順B-1-aに進む	モニタリング *3 (障害福祉サービスの種類や量が変わる場合)										●				□	
変更	変更	1.支給決定前	a.障害児支援利用援助	申請書の提出(保護者) 計画案	●	●	○*4	○*4						●		☆	□
		2.支給決定後	計画の署名・請求						●	●							
	3.支給決定期間	b.継続障害児支援利用援助	モニタリング(変更なし)											●			□
		モニタリング (曜日・時間帯・事業者のみの変更)					○	○						●	●		□
手順B-1-aに戻る	モニタリング (障害福祉サービスの種類や量が変わる場合)												●			□	
終了	サービス終期月	継続サービス利用支援	モニタリング										●			□	

《記号の見方》

●提出は必須 | ○市の求めに応じて提出 | ★初回のみ提出 | ☆一度も提出したことがない場合 | □モニタリング報告書に利用者署名がある場合は不要

《注釈》

*1 誕生月更新の場合、申請書の提出時期は誕生月の前月25日(土日祝日の場合は直前の平日)までです。

*2 誕生月更新の場合、計画案の提出時期は誕生月の10日(土日祝日の場合は直前の平日)までです。

*3 計画案と一緒にモニタリング報告書を提出します。継続障害児支援利用援助での請求はできません。

*4 変更申請時は、基本情報の提出を省略する代わりに支給変更の事由が利用計画案の解決すべき課題や目標等の項目で確認できるようもれなく記載すること。